

地域産業委員会 令和3年2月26日・3月1日
地域力推進部・観光・国際都市部 共通資料2番
所管 地域力推進課 文化振興課

新型コロナワクチン接種に伴う  
地域力推進部、観光・国際都市部所管施設の行政使用について

今般の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種については、国や都と連携の上、新型コロナワクチンが承認・実用化された場合に迅速かつ適切に接種を実施することができるよう、会場確保等の接種体制を確実に整備する必要がある。

接種会場について、大田区は、集団接種と併せて医療機関でも接種できる体制を取り、高齢者への接種を4月から開始する予定である。この集団接種会場を確保するため、地域力推進部及び観光・国際都市部の所管する以下の施設について、接種候補日の抽選及び予約を一部調整・停止する。

1 行政使用期間について

以下の使用期間のうち、一部の日程を接種候補日とする。  
令和3年4月～10月（予定）

2 対象施設について

以下の施設の指定する諸室を集団接種会場として行政使用する。

- ① 大田区民ホール・アプリコ（展示室）
- ② 大田区民プラザ（体育室）
- ③ 嶺町集会室（大・小集会室）
- ④ 六郷地域力推進センター（4階会議室）
- ⑤ 池上会館（西館の全諸室）

※今後の状況によって、接種開始日やその期間の接種会場等が変更となる可能性がある。なお、集団接種を開始するまでにワクチン接種会場として、使用しないと判断された場合、速やかに関係部署に連絡し区民が使用できるように配慮する。

3 周知について

国の要請による準備行為として以下により、区民周知を行う。

- (1) 大田区公共施設利用システム「うぐいすネット」
- (2) 区報、区ホームページ
- (3) 上記対象施設内掲示板